



島根県報

令和2年3月17日（火）

第 8 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医療法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	2
島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	5

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	7
土地改良区の定款変更の認可	（ " ）	7
換地処分（2件）	（ " ）	7
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	8
島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部改正	（土 木 総 務 課）	8

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	9
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（砂 防 課）	9
--------------------------------------	---------	---

【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	10
-----------------------------	---------------	----

【監査告示】

島根県監査基準		10
---------	--	----

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	14
------------------------	-----------	----

公布された条例等のあらまし

◇医療法施行細則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

- (1) 医療法の改正に伴う様式の整備（第1号様式・第2号様式の2・第6号様式関係）
- (2) その他様式の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

- (1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
冷却遠心機	1時間につき	70円
シャルピー衝撃試験機	1時間につき	50円

- (2) 島根県産業技術センター及び島根県産業技術センター浜田技術センターの設備機器から次の設備機器を削除することとした。（別表第1関係）

ア 島根県産業技術センター

洗浄試験器、真空ライン（ガラス製）、高精度デジタルマイクロスコープ、走査型電子顕微鏡、ファンクションジェネレーター、精密電力増幅器

イ 島根県産業技術センター浜田技術センター

回転式二重釜（90リットル）、恒温恒湿器、ICP発光分光分析装置、耐火度測定機

- (3) 定量分析のうち金属分析の内容及び手数料の額を次のとおり改正することとした。（別表第2関係）

分析の内容	手数料の額	
ICP発光分光分析装置による定量分析	1試料1元素につき	4,240円
炭素硫黄同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	2,210円
酸素窒素水素同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	4,060円
重量法による定量分析	1試料1元素につき	3,400円

- (4) 島根県産業技術センターが依頼を受けて行う分析等から次の試験を削除することとした。（別表第2関係）

ア 機械器具等試験のうち材料試験に係る衝撃試験

イ 金属試験のうち非破壊試験

- (5) その他規定の整備

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規**則**

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和24年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「11 管理者（管理者の予定者）の氏名

（注） 管理者（管理者の予定者）が未定である場合は、その旨を記載すること。

を

「11 管理者（管理者の予定者）の氏名

（注） 管理者（管理者の予定者）が未定である場合は、その旨を記載すること。

12 地域で不足する外来医療機能を担うことについて

「島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画」における外来医師多数区域	該当する ・ 該当しない
（上記が「該当する」場合）地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する ・ 同意しない

（注） 1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

3 本項目の記載内容は、許可に関しいかなる影響も与えないこと。

に改める。

第2号様式の2中

「11 管理者（管理者の予定者）の氏名

（注） 管理者（管理者の予定者）が未定である場合は、その旨を記載すること。

を

「11 管理者（管理者の予定者）の氏名

（注） 管理者（管理者の予定者）が未定である場合は、その旨を記載すること。

12 地域で不足する外来医療機能を担うことについて

「島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画」における外来医師多数区域	該当する ・ 該当しない
（上記が「該当する」場合）地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する ・ 同意しない

（注） 1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

3 本項目の記載内容は、許可に関しいかなる影響も与えないこと。

に改める。

第6号様式中

「11 薬剤師の氏名

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

を

「11 薬剤師の氏名

--

12 地域で不足する外来医療機能を担うことについて

「島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画」における外来医師多数区域	該当する ・ 該当しない
（上記が「該当する」場合）地域で不足する外来医療機能を担うこと	同意する ・ 同意しない

（注）1 「地域で不足する外来医療機能」とは、島根県保健医療計画（別冊）外来医療計画において定める地域で不足する外来医療機能をいう。

2 地域で不足する外来医療機能を担うことに同意しない場合は、別途理由書等の提出を求める可能性があること。

添付書類 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し

に改める。

第18号様式の2中

「（別紙）

1 自主検査が可能な使用前検査対象の構造設備

を

「別添

検査項目確認表

1 自主検査が可能な使用前検査対象の構造設備

に、

「2 自主検査ができない使用前検査対象の構造設備

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 病理解剖室 ・ 研究室 ・ 講義室 ・ 図書室 ・ 救急用又は患者搬送用自動車 ・ 医薬品情報管理室 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

「2 以下の構造設備は使用前検査の対象外であるが、確認を行うことが望ましい。

- ・ 病理解剖室
- ・ 研究室
- ・ 講義室
- ・ 図書室
- ・ 救急用又は患者搬送用自動車
- ・ 医薬品情報管理室

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

洗浄試験器	1時間につき	60円
高速混合機	1時間につき	50円
においセンサー	1時間につき	50円
真空ライン（ガラス製）	1時間につき	230円

高速混合機	1時間につき	50円
においセンサー	1時間につき	50円

液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,860円
-----------------	--------	--------

液体クロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,860円
冷却遠心機	1時間につき	70円

工具摩耗解析システム	1時間につき	300円
高精度デジタルマイクロスコープ	1時間につき	450円

工具摩耗解析システム	1時間につき	300円
------------	--------	------

複合サイクル腐食試験機	1時間につき	250円
走査型電子顕微鏡	1時間につき	650円

複合サイクル腐食試験機	1時間につき	250円
-------------	--------	------

に、「レーザー加工機」を

「CO2レーザーカッター」に、

「

6 電子・電気関連機器		
ファンクションジェネレーター	1時間につき	50円
精密電力増幅器	1時間につき	160円

」

を

「

シャルピー衝撃試験機	1時間につき	50円
6 電子・電気関連機器		

」

に改め、別表第1の2の表

中 「

ヘッドスペースガスクロマトグラフ	1時間につき	910円
回転式二重釜 (90リットル)	1時間につき	60円

」

を

「

ヘッドスペースガスクロマトグラフ	1時間につき	910円
------------------	--------	------

」

に、

「

セラミックマッフル炉	1時間につき	50円
恒温恒湿器	1時間につき	180円

」

を

「

セラミックマッフル炉	1時間につき	50円
------------	--------	-----

」

に、

「

製粉装置	1時間につき	50円
ICP発光分光分析装置	1時間につき	1,760円

」

を

「

製粉装置	1時間につき	50円
------	--------	-----

」

に、

「

熱伝導度測定装置	1時間につき	110円
耐火度測定機	1時間につき	860円

」

を

「

熱伝導度測定装置	1時間につき	110円
----------	--------	------

」

に改める。

別表第2の2の項第6号を次のように改める。

(6) 金属分析	1	ICP発光分光分析装置による定量分析	1試料1元素につき	4,240円
	2	炭素硫黄同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	2,210円
	3	酸素窒素水素同時分析装置による定量分析	1試料1元素につき	4,060円
	4	重量法による定量分析	1試料1元素につき	3,400円

別表第2の7の項第2号の1中「又は衝撃試験」を削り、「1 試料1 試験につき」を「1 試料につき」に改め、別表第2の8の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

藤田 行弘 安来市上吉田町132番地

2 就任年月日

令和2年2月16日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

角森 清住 安来市上吉田町563番地

島根県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和2年3月10日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第156号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年3月9日付で県営土地改良事業に係る雲南北地区（和野工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和2年3月9日付で県営土地改良事業に係る邑南地区（猪子山工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定によ

り告示する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年3月17日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シティパーク浜田 島根県浜田市相生町1391番地8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕 島根県浜田市朝日町91番地13

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社しまむら 代表取締役 北島 常好

(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠

(4) 変更の年月日

令和2年2月21日

2 届出年月日

令和2年3月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第3号中「かし担保責任が」を「、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもので」に改める。

様式第2号及び様式第6号中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に、「かしがあった」を「その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

雲南市加茂町神原1106番4

雲南市加茂町三代1022番4、1025番8、1025番9、1025番12、1026番3、1026番4、1026番5、1026番6、1026番16の一部、1026番28、1026番29、1028番1の一部、1661番2、1661番8、1661番34、1661番64、1661番66の一部、1022番4地先から1022番5地先まで、1025番8地先から1025番9地先まで、1025番7地先から1025番8地先まで、1026番16地先から1661番66地先まで、1028番1地先から1661番66地先まで

雲南市加茂町宇治766番11、766番12、767番2

面積 45,561.52平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方521番地1

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県土砂災害予警報システム開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部砂防課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年1月9日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本無線株式会社 山陰営業所 所長 川田 武史 島根県松江市白潟本町13番4号

5 随意契約に係る契約金額

80,740,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施について公告を行った日

令和元年10月8日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（昭和25年法律第303号）」を削る。

第11条の見出し中「臨時的任用職員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「第22条及び」を削り、「任用の都度管理者が定める」を「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）の適用を受ける職員の例による」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

島根県監査委員告示第2号

島根県監査基準を次のように定める。

令和2年3月17日

島根県監査委員 須 山 隆

同 山 根 成 二

同 大 國 羊 一

同 後 藤 勇

島根県監査基準

目次

第1章 一般基準（第1条—第6条）

第2章 実施基準（第7条—第13条）

第3章 報告基準（第14条—第18条）

附則

第1章 一般基準

(監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等（以下「監査等」という。）は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査すること。

(2) 行政監査 法第199条第2項の規定により、県の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査すること。

(3) 財政的援助団体等監査 法第199条第7項の規定により、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて監査すること。

(4) 決算審査 法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかについて審査すること。

(5) 例月現金出納検査 法第235条の2第1項の規定により、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかどうかについて検査すること。

(6) 基金運用状況審査 法第241条第5項の規定により、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかについて審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかについて審査すること。

(8) 内部統制評価報告書審査 法第150条第5項の規定により、知事が作成した内部統制評価報告書について知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを審査すること。

2 前項各号に掲げる監査等のほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するよう研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員事務局の職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務

管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するため、監査委員事務局の職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調査等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。この場合において、監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、財務監査等（監査等のうち第2条第1項第1号から第7号までに掲げるものをいう。以下同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、財務監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した財務監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、財務監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に財務監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択するものとする。

(監査等の証拠の入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて法第200条の2第1項に規定する監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、法第199条第10項の規定により、当該報告に添えて意見を提出することができる。

- 3 監査委員は、第1項の監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、法第199条第11項の規定により、勧告することができる。
- 4 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。
- 5 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項(次号から第6号までにおいて単に「記載事項」という。)のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (2) 行政監査 記載事項のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること。
 - (3) 財政的援助団体等監査 記載事項のとおりに監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 記載事項のとおりに審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (5) 例月現金出納検査 記載事項のとおりに検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用状況審査 記載事項のとおりに審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
 - (8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかどうか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
 - 3 第1項第6号の監査等の結果には、財務監査等の種類に応じて、重要な点において前項各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を財務監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、財務監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
 - 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合又は内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場

合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第2号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番（管轄警察署が出雲警察署の場合に限る。）

第8条第2項第2号中「広域交番」を「雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番」に改める。

第16条第2項第1号中「又は」を「、」に改め、「。）」の次に「又は運転免許証の写し」を加える。

第23条の3中「変更届出」の次に「（第24条の2の規定による免許証の更新の申請に併せてする届出を除く。）」を加え、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 警察署（浜田警察署を除く。）。ただし、仮免許に係る免許証にあっては、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（次条第1項第3号において「届出自動車教習所」という。）の所在地を管轄する警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）

(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番（仮免許に係る免許証を除く。次条第1項第4号において同じ。）

第23条の4第1項中「申請」の次に「（第24条の2の規定による免許証の更新の申請に併せてする申請を除く。）」を加え、同項第3号中「浜田警察署を除く。」及び広域交番を「松江警察署及び浜田警察署を除く。以下この号、第24条の2第1項第3号及び第25条の4第3号において同じ。）」に改め、同号ただし書中「法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所」を「届出自動車教習所」に改め、「（松江警察署を除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

第24条の2第1項中「第3項」を「第3項第3号並びに第25条の2第1項第5号」に、「）、」を「)及び」に、「及び法第104条の4第1項後段の規定による免許の取消しの」を「（第25条の2第1項第5号において「期間前更新申請」という。）並びにこれらの」に、「他の種類の免許を受けたい旨の申出」を「法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出及び同条第2項の規定による免許証の再交付の申請」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 警察署

(4) 雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番

第24条の2第2項中「法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に係る更新の申請（）」を「更新の申請を」に、「行うものを除く。）及び法第108条の2第1項第12号に規定する講習を受けた者に係る更新の申請は、管轄警察署以外の警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）又は広域交番において行うことができる」を「行う場合は、前項第1号又は第2号の場所において行わなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

第25条の2第1項中「取消しの申請」の次に「（第3号において「取消しの申請」という。）及び同項後段の規定による他の種類の免許を受けたい旨の申出（第3号及び第5号において「他の種類の免許を受けたい旨の申出」という。）」を加え、「第23条の3各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 島根県運転免許センター

(2) 島根県西部運転免許センター

(3) 警察署（松江警察署（現に受けている二種以上の免許のうち一部の免許について取消しの申請（第5号において「免許の一部取消し申請」という。）及び取消しの申請に併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。）及び浜田警察署を除く。）

(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

(5) 雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番及び大田警察署温泉津広域交番（更新の申請又は期間前更新申請に併せて免許の一部取消し申請又は他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。）

第25条の2の次に次の2条を加える。

（免許証の返納）

第25条の3 法第107条第1項の規定による免許証の返納及び法第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

(1) 島根県運転免許センター

(2) 島根県西部運転免許センター

(3) 警察署（浜田警察署を除く。）

(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

（国外運転免許証の交付申請）

第25条の4 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署

別表第2市道中吉田久城線の項の次に次のように加える。

臨港道路 江島幹線	松江市八束町江島地内鳥取県境から松江市八束町江島字新中浦1128番113先まで
-----------	-----------------------------------------

別表第2に次のように加える。

臨港道路 福井4号線	浜田市熱田町1936番2先から浜田市熱田町290番7先まで
臨港道路 1号線(幹線)	浜田市三隅町向野田2373番2地先から浜田市三隅町岡見6323番3先まで

「(使用者)

様式第18号の3中「第15条関係」を「第16条関係」に、

印
を
」

「(使用者)

住 所 〃に改める。

名称・氏名 〃印」

様式第20号中 「申請者 住 所
氏 名 〃を
印」

「(使用者)

住 所 〃に、「注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。」を

名称・氏名 〃印」

「注 1 使用者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 〃に改める。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 〃」

様式第22号中 「 住 所
申請者 〃を
氏 名 〃印」

「(使用者)

住 所 〃に、

名称・氏名 〃印」

「注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。 〃を
2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 〃」

「注 1 使用者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 〃に改める。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 〃」

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。